

## 4. 学生納付金と奨学金

## 4-1. 授業料等学生納付金について

## 4-1-1. 学生負担の考え方

フランスにおいては、国立である大学では授業料を徴収しないこととされているが、近年では、登録料 (Droit d'inscription) という名目で、若干の費用を徴収している。この登録料は、在籍する課程において取得することができる学位又は修了証の種類によって金額が異なっており、その主なものは以下の表のようになっている。

この登録料は、一般的な大学の課程では一年間で824フラン (約14,000円) となっており、学生による授業料負担としては極めて低額なものとなっている。

また、私立の高等教育機関 (例えば、エンジニアリングスクールやビジネススクール等) においては年間50,000フラン (約85万円) など高額の授業料を徴収するところも存在している。

全体として、学生による負担は高等教育財源の1割以下 (7.6%) の自己収入に含まれており、非常に低い比率となっている。

表 4-17 学生登録料 (Droit d'inscription) の額

学位または修了証の種類 (Diplôme préparé)	金額 (年額)	
	一般的な学位 (DEUG, Licence, Maîtrise, DEA) (Autres diplômes nationaux)	824 F
博士学位 (Doctorat) DESS (Diplôme d'études supérieures spécialisées) MSG (Maîtrise de sciences de gestion) MST (Maîtrise de sciences et techniques) MIAGE (Maîtrise de méthodes informatiques appliquées à la gestion) DRT (Diplôme de recherche technologique) IUP 課程学位 (Diplômes délivrés dans le cadre des IUP)	1,504 F	25,568 円
エンジニア学位 (Titre d'ingénieur diplômé)	2,256 F	38,354 円
その他の特別な課程の学位または修了証		
一般医学博士国家学位 (Diplôme d'Etat de docteur en médecine, formation spécifique en médecine générale)	1,997 F	33,949 円
発音矯正士学位 (Certificat de capacité d'orthophoniste)	2,097 F	35,649 円
精神運動療法国家学位 (Diplôme d'Etat de psychomotricien)	5,064 F	86,088 円

## 4-1-2. 大学における授業料の設定とその取扱い

国立である大学における登録料 (Droit d'inscription) については、全大学共通のものが、国民教育省令で定められており、各大学で独自に設定することはできない。

私立の高等教育機関においては、授業料の設定は各機関の自由に委ねられている。

4-2. 奨学制度の考え方と水準

4-2-1. 奨学金の規模と普及の程度

フランスにおいて奨学金を受ける学生数は約45万人（1999年度）となっており、大学（IUTを含む。）に在籍する学生では、約22%が何らかの奨学金を受けている。

また、職業技術教育課程である大学付属短期高等教育課程（IUT）やリセ付属の短期高等教育課程（STS）に在籍する学生は3割を超える学生が奨学金を受けている。

なお、大学付属の教員養成センター（IUFM）の受給者比率が低くなっているが、これは同課程の第二学年学生は公務員学生としての給与が支給されていることによるものであると考えられる。

表4-18 奨学金を受ける学生数 (1999)

	学生数	奨学金受給者	奨学金受給者比率
Université	1,281,529	271,674	21.2%
IUT	117,022	37,468	32.0%
IUFM	80,120	12,393	15.5%
STS	236,764	81,424	34.4%
CPGE	76,500	10,682	14.0%
École d'ingénieur	56,373	11,817	21.0%
Autre école	246,473	11,816	4.8%
合計	2,094,781	452,606	21.6%

（資料）：フランス国民教育省，教育研究統計2000年版

4-2-2. 奨学金の受給額算定方法

大学の第一課程及び第二課程における奨学金額は、次のように決定されることとされている。

- 1 まず、居住地から学校までの距離や子供の有無等の学生の状況をポイント化し、その合計ポイントを下に世帯年収ごとに等級（echelon）を決定する。
- 2 この等級ごとに0級（echelon 0）から5級（5e echelon）までの等級が決定される。この等級に応じて基本奨学金額が決定する。
- 3 基本奨学金額に、パリ近郊やコルシカ、海外領土などの学生に対する割増奨学金額が加算される。

各等級ごとの基本奨学金額は、最も低い等級は大学への登録料と社会保障負担金が免除になるのみで現金の給付がない0級（echelon 0）となっており、一番高い等級は年額約2万フラン（20,682フラン、日本円で約35万円）の5級となっている。

また、それぞれの等級の受給者比率では受給者の約4割（42.1%）が最高額の5級の給付を受けている。

表 4-19 基本奨学金額 (1999)

	基本奨学金額	全奨学金受給者に占める 等級ごとの受給者比率
0級 (echelon 0)	0	2.9%
1級	7,524	19.3%
2級	11,286	11.8%
3級	14,544	12.1%
4級	17,712	11.9%
5級	20,682	42.1%

(資料) : フランス国民教育省, 教育研究統計 2000 年版